

健保解散に伴うQ&A

組合員からの質問

①毎月徴収される保険料はどうなりますか？ 負担が増えるのでしょうか？	当組合の一般保険料率は、調整保険料を含めて100.0‰です。 全国健康保険協会東京支部は99.1‰ですので0.9‰下がります。 全国健康保険協会大阪支部は102.4‰ですので2.4‰上がります。（センチーレワン） （例）標準報酬月額が30万円 - 当組合(100.0‰) 月額保険料 30,000円 本人及び事業主負担額 15,000円 - 東京支部(99.1‰) 月額保険料 29,730円 差額（-270円） 本人及び事業主負担額 14,865円 差額（-135円） - 大阪支部(102.4‰) 月額保険料 30,720円 差額（+720円） 本人及び事業主負担額 15,360円 差額（+360円） 当組合の介護保険料率は、13.0‰です。 全国健康保険協会の介護保険料率は15.9‰ですので2.9‰上がります。 （例）標準報酬月額が30万円 - 当組合(13.0‰) 月額保険料 3,900円 本人及び事業主負担額 1,950円 - 全国健康保険協会(15.9‰) 月額保険料 4,770円 差額（+870円） 本人及び事業主負担額 2,385円 差額（+435円）
②病院での支払い額等が変わることはありますか？	医療費の負担額は基本的に3割負担で変更はありません。 また、高額療養費制度についても当健康保険組合と同様で変更はありません。
③扶養家族に対する負担等が増える（減る）ことはありますか？	今までと同様に変更はございません。
④扶養家族はこれまで被保険者になりますか？	被扶養者については、資格を全国健康保険協会へ引き継ぎいたしますので変更はございません。
⑤インフルエンザ予防接種はこれまで通り無償で受けられますか？	全国健康保険協会の保健事業にインフルエンザ予防接種の事業はあません。 <u>会社の福利厚生事業で実施する予定です。</u>
⑥定期健診はこれまで通り無償で受けられますか？ ⑦定期健診の自己負担額はいくらですか？ ⑧生活習慣病健診はこれまで通り無償で受けられますか？ ⑨生活習慣病検診の自己負担がくはいくらですか？	定期健診は 会社負担 となります。 35歳未満の被保険者の方は 全額会社負担 。 35歳以上の被保険者の方は「生活習慣病予防健診（24,000円相当まで）」を 会社負担5,282円、協会けんぽ負担13,856円 で健診を受けられます。 付加健診・追加健診で上記金額を超える場合は、自己負担となります。
⑩協会健保とナイガイ健保での定期健診の内容の違いは？ ⑪協会健保とナイガイ健保での生活習慣病健診の内容の違いは？	別紙をご確認ください。
⑫人間ドックの自己負担額は増えますか？（補助額は減りますか？）	全国健康保険協会の保健事業に人間ドック（日帰り人間ドック）はありませんが、全国健康保険協会が実施する「生活習慣病予防健診」の契約医療機関の一部で、生活習慣病予防健診の項目加えて実施している場合があります。 この場合、 会社負担額5,282円と人間ドック費用の差額が個人負担 となります。。 実施機関及び人間ドック費用については、全国健康保険協会各支部の健診機関へ直接ご確認ください。
⑬これまで受けていた健康診断、人間ドック等の受診機関は引き続き受けられますか？	全国健康保険協会各支部が契約している健診機関で、健診種目が同様であれば健診結果等の引き継ぎは可能と考えられますが、健診機関へ直接ご確認ください。
⑭特定健診はこれまで通り無償で受けられますか？	- 被保険者については、「特定健診（8,000円相当）」を協会けんぽ負担7,150円と自己負担特定健診費用の差額が個人負担で受診していただくこととなります。 40歳以上の被扶養者の方は、全国健康保険協会より特定健診の受診券が自宅に送付されます。
⑮高額療養費申請手続き方法が変わりますか？	当健康保険組は高額療養費を自動払いしていますが、全国健康保険協会は基本的に、被保険者からの申請によって支給されます。 （相当期間経過しても申請がない場合、被保険者に申請を促すお知らせが届く様です。）
⑯これまで通りマイナ保険証は使えますか？	資格を全国健康保険協会へ引き継ぎいたしますので、特に手続することもなく、これまで通りマイナ保険証は利用できます。
⑰協会健保移管直後でも任意継続はできますか？	当健康保険組合の被保険者期間が継続して2カ月以上あり、資格喪失後20日以内に届出をすれば加入は可能です
⑱任意継続の手続き方法について教えてください	現在当組合の任意継続加入者で、資格喪失予定日が令和8年4月1日以降の方については、任意継続加入者の住所地を管轄する全国健康保険協会各支部へ当組合から引継を行います。令和8年4月1日以降、新たに任意継続を希望される方は、自身の住所地を管轄する全国健康保険協会支部へ直接手続きを行っていただくこととなります。
⑲産業医の先生は変わりますか？	変更はありません。
⑳家庭常備薬の割引販売はこれまで通り受けられますか？	全国健康保険協会の保健事業に家庭常備薬の斡旋事業はございません。 会社の福利厚生事業での予定はありません。
㉑住友生命のバイタリティは続けられますか？	今後はご自身で契約をしていただき、 会社の福利厚生事業での予定はありません。
㉒保養所等の割安利用サービスはありますか？	全国健康保険協会の保健事業に保養所等の割引サービスはございません。